

非常通報装置の設置及び運用について（通達）

〔最終改正 平成26. 1. 29 例規務第2号〕
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより通信指令課に送信するための装置をいう。以下同じ。）による通報については、迅速かつ確に対応する必要があり、誤報等により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、みだしのことについて下記のように定め、平成18年12月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、非常通報装置の設置運用について（昭和54. 3. 1：4京通指第32号。以下「旧通達」という。）の例規通達は、廃止する。

記

1 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯対策及び安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象施設（警備実施に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第4号）第20条に規定する施設をいう。）又はこれらに準じる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令課における受理体制等を総合的に勘案して、設置することが適当であると認められる施設に設置するものとする。

2 非常通報装置の要件

非常通報装置は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等の感知により自動的に通報する装置でないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令課において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができる装置であること。
- (4) 通信指令課において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができる装置であること。
- (5) 前記2の(1)から(4)までに掲げるもののほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められる装置であること。

3 設置申請等手続

- (1) 非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）は、非常通報装置を設置しようとする者（以下「設置申請者」という。）に対して、設置しようとする日の20日前までに、非常通報装置設置承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次の図面を添付して警察本部長（以下「本部長」という。）に提出させるものとする。

ア 設置施設付近の見取図

イ 非常通報装置の本体、発報確認ランプ、通報用ボタン、逆信受理電話機及び付加装置の

取付位置を明示した設置施設建物内部の平面図

- (2) 管轄署長は、設置申請者から申請書が提出された場合は、記載漏れ、添付書類の有無等を点検して受理するものとする。
- (3) 申請書を受理した管轄署長（以下「受理署長」という。）は、申請書の記載事項に基づき、設置施設に関する調査を速やかに実施し、調査結果が申請書の記載事項と異なるとき、非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯対策及び安全確保に障害となる箇所があるとき等は、設置申請者に対して必要な是正措置を講じるよう指導するものとする。
- (4) 受理署長は、前記3の(3)の調査結果及び設置承認申請に関する意見を非常通報装置設置承認申請等進達書（別記様式第2号）に記載し、申請書類を添付して本部長に進達（通信指令課長経由）するものとする。
- (5) 本部長は、受理署長の進達に基づき、設置承認申請された非常通報装置が前記1の設置対象施設に該当し、かつ、前記2の要件を満たしていると認めた場合は、当該施設への非常通報装置の設置を承認するものとする。この場合において、本部長は、設置申請者に対して、受理署長を通じて非常通報装置設置承認書（別記様式第3号。以下「承認書」という。）を交付するとともに、非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯対策及び安全確保に関して必要と認められる条件を付すことができるものとする。
- (6) 本部長は、受理署長の進達に基づき、設置承認申請された非常通報装置が前記1の設置対象施設に該当せず、又は前記2の要件を満たしていないと認めた場合は、設置申請者に対して、受理署長を通じて当該施設への非常通報装置の設置を承認しないことを通知するものとする。

4 設置者への指導事項等

通信指令課長は、非常通報装置を設置した者（以下「設置者」という。）に対して、次の事項について指導するものとする。

- (1) 非常通報装置による警察への通報は、緊急に通報すべき事件が発生した場合であって、電話による110番通報が困難なときに限って行うこと。
- (2) 運用開始時における開通試験を実施すること。
- (3) 非常通報装置による通報を適切に行うため、誤報等を防止するための必要な措置を講じること。
- (4) 非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明するとともに再発防止のための措置を講じ、速やかに非常通報装置誤報等措置届出書（別記様式第4号）を、管轄署長を通じて本部長に提出すること。
- (5) 非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的に受け、その結果を記載した書面を保管しておくこと。
- (6) 非常通報試験を年1回以上実施すること。
- (7) 前記4の(6)の試験を実施する場合は、実施する月の前月20日までに非常通報試験実施計画届出書（別記様式第5号）を、通信指令課長を通じて本部長に提出すること。
- (8) 設置施設の防犯訓練等において非常通報装置を使用する場合は、当該訓練実施日の10日前までに、非常通報装置の設置施設、実施日時及び訓練の概要を、管轄署長を通じて本部長に連絡すること。
- (9) 設置施設ごとに運用責任者（前記4の(2)から(8)までの事務を行う者をいう。以下同じ

。)を選任し、非常通報装置の運用並びに設置施設の防犯対策及び安全確保に関して警察が行う指導を遵守するよう指導すること。

5 設置承認事項の変更等

- (1) 管轄署長は、設置者に対し、申請書の記載事項について変更する場合にあっては非常通報装置設置変更届出書（別記様式第6号）を、非常通報装置を廃止する場合にあっては非常通報装置廃止届出書（別記様式第7号）を提出させるものとする。この場合において、管轄署長は、非常通報装置変更・廃止報告書（別記様式第8号）により本部長に報告するものとする。
- (2) 管轄署長は、前記5の(1)の変更事項が承認書において承認をした事項である場合は、前記3の(3)及び(4)の手続を準用するものとする。

6 設置承認の取消し等

- (1) 通信指令課長及び管轄署長は、設置者又は運用責任者が非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯対策及び安全確保に関して警察が行う指導に従わない等の理由により、通信指令業務に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めた場合は、非常通報装置設置承認取消事由報告書（別記様式第9号）により本部長に報告するものとする。
- (2) 本部長は、通信指令課長及び管轄署長の報告に基づき、設置承認の取消しが必要と認めた場合は、非常通報装置の設置の承認を取り消すことができる。この場合において、本部長は、設置者に対して管轄署長を通じて非常通報装置設置承認取消通知書（別記様式第10号）を交付するものとする。

7 設置施設名簿等の備付け

- (1) 通信指令課長及び管轄署長は、非常通報装置設置施設名簿（別記様式第11号）を備え付け、非常通報装置の設置、変更、廃止又は取消しの都度、速やかに必要な修正等を行うものとする。
- (2) 通信指令課長は、非常通報装置の設置承認申請関係書類等を保管するものとする。

8 留意事項

(1) 遵守事項の事前説明

通信指令課長及び管轄署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯対策及び安全確保に関して警察が行う指導を遵守するよう、前記3から6までの手続等について、あらかじめ十分に説明するものとする。

(2) 検証の実施

ア 通報体制等の検証

通信指令課長及び管轄署長は、非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制になっているか等について検証するものとする。

イ 通報状況の検証

通信指令課長は、非常通報装置による通報、誤報等の件数等により、非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について検証するものとする。

9 専決

管轄署長は、この例規通達に定める事務のうち、前記3の(3)の設置申請者に対する指導、

前記7の(1)の非常通報装置設置施設名簿の備付け、前記8の(1)の遵守事項の事前説明及び同(2)のアの通報体制等の検証について、主務課長に行わせることができる。ただし、異例に属する事務及び疑義がある事務については、この限りでない。

10 経過措置

この例規通達の実施の際現に旧通達に基づき承認された非常通報装置は、この例規通達による承認を受けた非常通報装置とみなす。

(様式省略)